

# 三芳町産業祭開催要領【令和5年度】

## 1 目的

三芳町の産業を広く一般にPRするため、工業製品等の展示、商品の展示即売、農産物品評会を行い、町の産業の振興と発展を図るとともに、農、商、工一体となり、町民生活の向上に寄与することを目的とする。

## 2 名称

第40回三芳町産業祭

## 3 主催

三芳町産業祭実行委員会

## 4 協賛

三芳町、いるま野農業協同組合、三芳町各農業団体、三芳町商工会、三芳町各商工業団体及び三芳町各種団体

## 5 開催日時

令和5年11月12日（日）午前9時30分～午後3時00分  
（雨天決行）

## 6 開催場所

三芳町役場庁舎周辺・コピスみよし・三芳町総合運動公園

## 7 事業内容

（1）三芳町の農・商・工PRおよび展示即売

ア 農業部門 農産物品評会・即売

イ 商業部門 展示・即売

ウ 工業部門 展示・一部即売

（2）特別催し物

ア ステージイベント（芸術文化祭とのコラボイベント 他）

イ 鼓笛隊（みふじ幼稚園）

※出演者・出店者の都合により変更する場合あり。

## 8 参加資格・申込み

（1）新規出店については、町内に事業所又は住所を有する者、又は町内において一定の営業実績がある者（証する書類を提出すること）と

する。

- (2) 出店希望者は所定の用紙に必要事項を記入の上、9 月末までに事務局へ提出すること。

## 9 参加料

- |           |      |          |
|-----------|------|----------|
| (1) 即売店   | 1 小間 | 9,000 円  |
| (2) 飲食店   | 1 小間 | 10,000 円 |
| (3) 製品の展示 | 1 小間 | 7,000 円  |

なお、三芳町商工会員でない者の参加料については、会員との均衡を考慮して 12,000 円とする。以上のほか、販売を伴わない出店者及び農業部門の出店団体等については、実行委員会長が決定する。

※看板の持ち込みは自由だが、通行の妨げにならない様に設置すること。  
また、設置する際はテントに固定するなど、安全面に配慮すること。

## 10 展示場及び装飾

展示場及び即売小間は、間口 3.6m (2 間)、奥行 2.7m (1.5 間)、机 1 脚 (6 尺)、椅子 2 脚を用意し、装飾は出店者の任意とする。

なお、農業部門の品評会等の展示は農業部会で決定する。

### 11 電気設備

電気設備については、出店者の申込みにより架設するが、架設費用は出店者の負担とする。

### 12 給水設備

三芳町総合運動公園の水道を利用する。

### 13 出品物の管理

出品物に対して、主催者は善良なる管理をもってあたるが、不可抗力による損害については、その責任を負わない。

### 14 搬入・搬出

搬入 11 月 11 日 (土) 午前 9 時より午後 4 時まで

11 月 12 日 (日) 午前 9 時までに飾り付けを完了させ、

搬出入用車両を駐車場へ移動すること

(午前 9 時以降、会場内は搬出入用車両通行  
禁止)

搬出 11 月 12 日 (日) 午後 3 時 30 分より会場内への搬出入用車両乗り  
入れ可能とする

(ただし、当日のスケジュール進行等により  
前後する可能性がある)

※出品物の搬入搬出は、出店者が行うものとし、農産物品評会  
の出展物の規格等については、農業部会で決定する。

※搬入物の保管・管理については出店者の自己責任によるもの  
とし、盗難・破損等の損害について実行委員会は責任を負わない。

※搬出入用車両はインターロッキング内立入禁止。

※会場内の車両通行は最徐行とする。また搬出入の際は一方通行  
とし、停車の際はお互い譲り合って行うこと。

※産業祭終了後の出品物の搬出は、速やかに行いその日のうちに  
終わらせること。

#### 15 出店者駐車場

出店者駐車場は、三芳町産業祭実行委員会が指定する駐車場とする。た  
だし、駐車に係る費用は出店者の負担とする。

#### 16 宣伝・広報

宣伝・広報は、広報みよし、チラシ、ポスター、町ホームページ、観光  
産業課フェイスブック、町ツイッター等の方法により行う。

#### 17 会場清掃

会場清掃は、終了後自店付近の清掃を行い、ゴミは所定の分別方法  
により仕分けしてコンテナまで持参すること。

#### 18 運営及び経費

- (1) 産業祭の運営は、三芳町産業祭実行委員会が行う。
- (2) 産業祭の経費は、補助金その他の収入によりこれに充てる。
- (3) 産業祭の収支予算は、三芳町産業祭実行委員会において定める。

#### 19 即売品について

即売品については、全商品特別奉仕価格により即売するものとする。

#### 20 事務局

事務局は、三芳町役場観光産業課内に置く。